

A photograph of a plum tree in bloom. The branches are dark and bare, with numerous bright pink flowers in various stages of opening. The background is a clear, light blue sky. A semi-transparent purple circle is overlaid in the center of the image, containing the chapter title.

第1章

総論

第1節 策定方針

1 策定の背景と目的

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言し、翌月には国内でも緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大しました。その後、一時的に小康状態にあったものの、感染力の高いオミクロン株の感染拡大により、令和4年（2022年）1月には東京都が再びまん延防止等重点措置の実施区域となり、1度目の緊急事態宣言からおよそ2年が経過した現在においても、感染症の猛威は収まらず、以前とは一変した生活・社会・経済が続いています。

IMF（国際通貨基金）の世界経済見通し（令和3年（2021年）4月）によると令和2年（2020年）の成長率は世界経済でマイナス3.3%との推計でしたが、令和3年（2021年）以降はプラス成長に転じる見通しとなっています。令和4年（2022年）1月25日の改訂見通しでは、令和3年（2021年）の成長率は、世界経済で5.9%、日本においては1.6%と推計していますが、新型コロナウイルスの新たな変異株が出現すれば、パンデミックは更に長期化し、経済に新たな混乱を引き起こす可能性があるとして指摘しています。

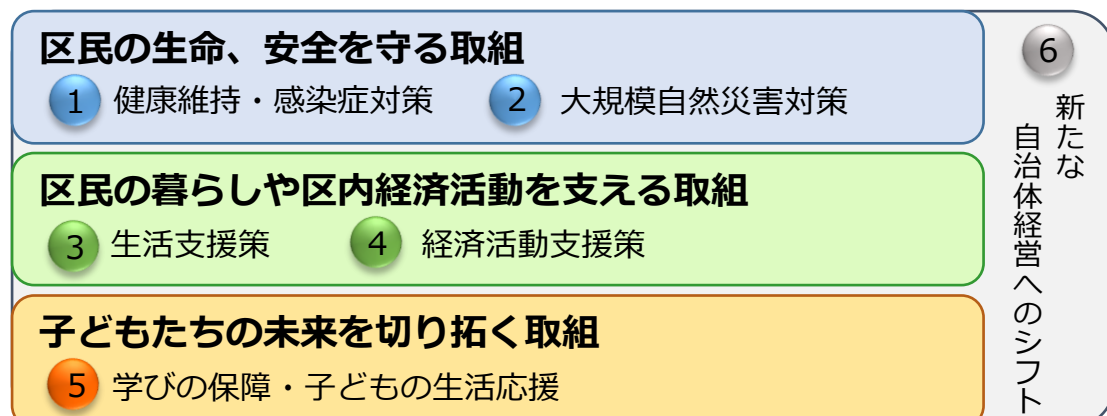
また、令和元年度（2019年度）は令和元年東日本台風（台風第19号）をはじめとする風水害の脅威にさらされ、区内でも大規模な浸水被害が発生しました。地球温暖化の影響により、今後もこのような大規模自然災害の発生頻度の高まりや激甚化が懸念されています。

区は、感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や、大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、従前からの重大なテーマである、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備も見据えた施策展開に取り組んでいく必要があります。

区は、こうした重点的な施策の財政需要に応えるために、事務事業の見直しを進め、生み出した経営資源を、優先すべき取組の原資として有効活用することを決め、対策を着実に推進するための計画として、新おた重点プログラムを策定することにしました。

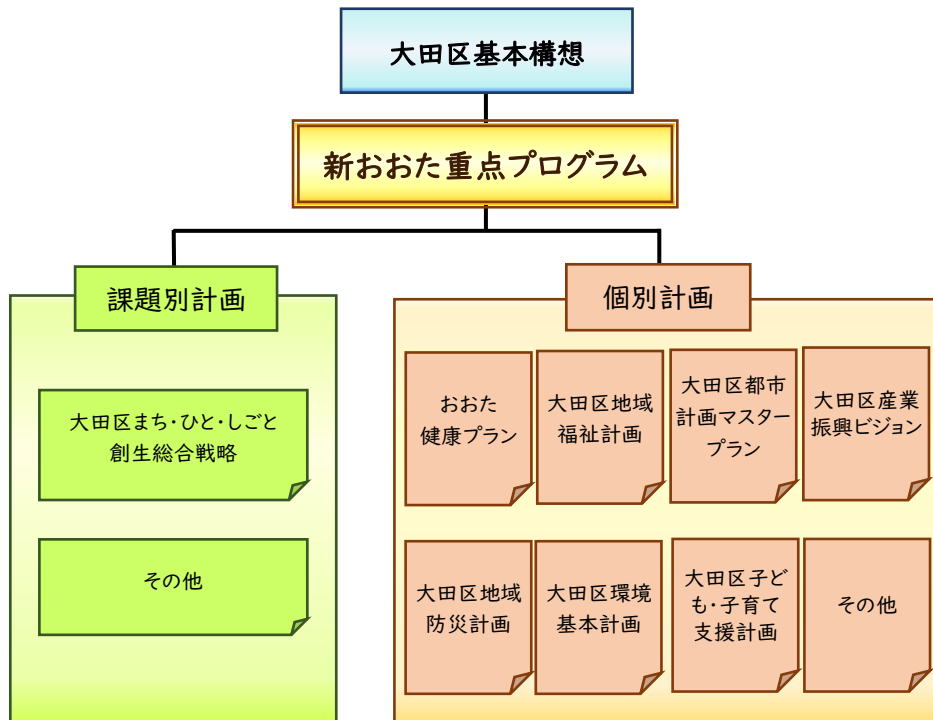
2 策定の視点

上記の背景を踏まえ、本計画の策定にあたっては、第一に区民の生命・財産を守ることを最優先課題として「健康維持・感染症対策」、「大規模自然災害対策」、「生活支援策」、「経済活動支援策」、「学びの保障・子どもの生活応援」、「新たな自治体経営へのシフト」の6本の柱を中心に据えます。



3 計画の位置付け

本計画は、大田区基本構想で掲げる区の将来像を実現するための具体的な取組を示すものであり、基本構想の直下に置き、広く区政全般の方向性を示す計画として、各種課題別・個別計画等との整合・連携を図ることとします。



4 関連計画

本計画は、大田区行政経営方針及び大田区情報化推進計画と三位一体となって、区政運営の最適化を図り、大田区の将来像実現に向けて着実かつ迅速に施策を推進するものとします。



5 計画の構成

本計画は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う喫緊の課題や、ポストコロナ時代に特に注力して推進する取組を掲げた「計画の柱」と、計画の柱で掲げた取組や区の将来像実現に向けて重点的に推進する事業を年次計画として具体的に示す「施策と重点事業」を中心に構成しています。

また、直面する緊急課題にスピード重視で対応する必要がある一方で、社会情勢の変化や新しい生活様式を踏まえた効果的な施策の展開が求められることから、緊急課題を中心とした令和2年度版と、ポストコロナを見据えた令和3年度版の2段階で策定しています。

○【令和2年度版】令和2年10月策定

困難な局面を克服するための対策を6本の柱として示し、これに該当する取組を「第2章 緊急対策」として掲げています。また、事務事業の見直し結果を「第3章 重点施策」に反映し、令和2年度（2020年度）の年次計画を示しています。

○【令和3年度版】

令和3年3月策定

ポストコロナ時代に対応するための計画として、社会動向の分析を行った上で、施策体系や方向性等の見直しを行っています。また、柱の範囲を、緊急対策中心だった令和2年度版から、復興・回復対策、ポストコロナにまで拡張しています。

更に本計画では新たに国土強靱化地域計画やSDGsの理念を取り込んでいます。脆弱性評価により洗い出された課題に対して、対応策として各事業を紐付けるとともに、持続可能なまちの実現を目指して、各施策でSDGsのゴールを掲げています。

また、令和3年度版では令和3年度（2021年度）から5年度（2023年度）の年次計画を示していますが、毎年度見直しを行うこととします。

令和4年3月更新

ワクチンの接種や新たな生活様式の定着等により、社会情勢は安定を取り戻しつつあることから、引き続き緊急事態への取組を進めるとともに、中長期的な展望に基づく未来を見据えた取組「みらい事業」を新たに掲げ、両輪で進めることにより、より力強く区政を推進する計画とします。

また、高まる災害リスクへの対策を、より迅速かつ計画的に推進するために、国土強靱化地域計画については、新おおた重点プログラムからは分離し、独自に進捗管理を行う計画として策定します。

令和5年2月更新

今後の新たな基本計画の策定を見据え、令和4年3月更新版で描いた未来のビジョンの実現を加速させます。

加速にあたっては、「みらい事業」の6つの分野において、未来のビジョンの実現を強力に推進する事業を追加します。

令和6年3月更新（本書）

令和6年3月に大田区基本構想を策定しました。基本構想の実現に向けた基本計画は令和6年度内に策定予定ですが、現在の基本構想直下の計画である「新おおた重点プログラム」は、当初令和2年度から令和5年度までを計画期間としていました。

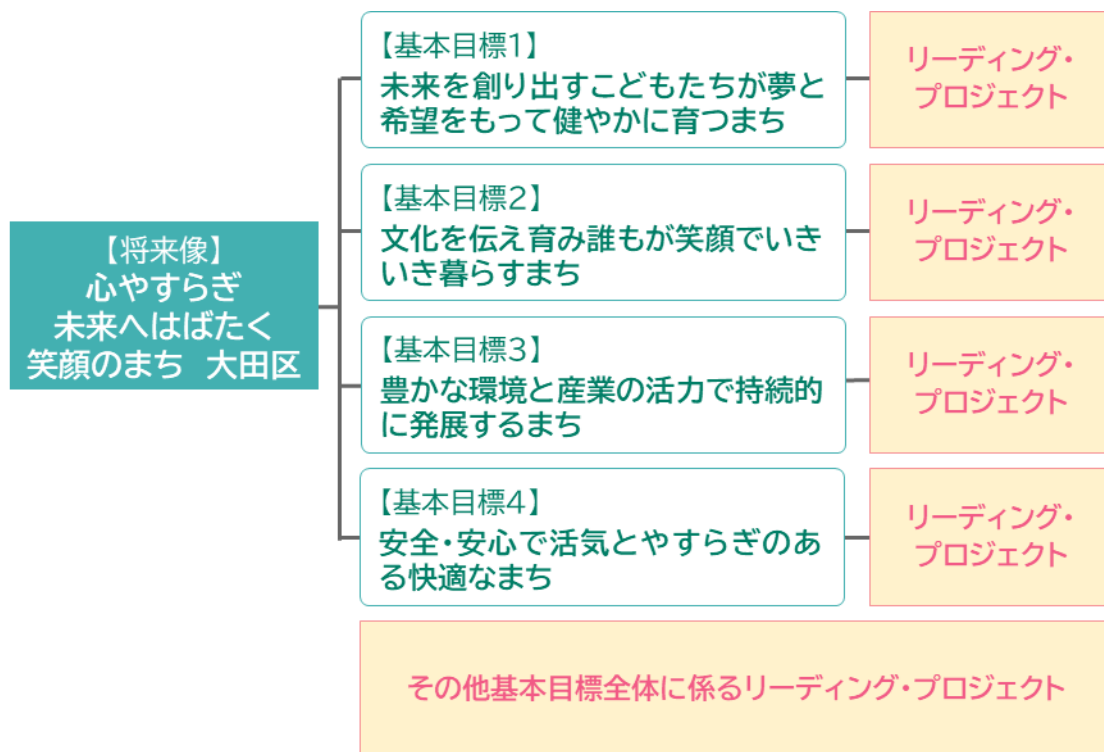
そこで、新たな基本計画策定までの間、着実に区政を運営し、基本構想の実現に向け

た最初の歩みを進めるため、「新おおた重点プログラム」を1年延長します。その中で、基本構想で掲げた将来像や基本目標の実現を先導的に推進する取組を「リーディング・プロジェクト」として位置付けています。

6 本計画の中心となる事業

(1)リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトとは、基本構想で掲げた将来像や基本目標の実現を先導的に推進する取組です。本計画では、リーディング・プロジェクトを4つの基本目標ごとにまとめるとともに、4つの基本目標全体に係る取組も掲載しています。



※本編として別の冊子に取りまとめています。

(2) みらい事業

令和24年(2042年)には国内の65歳以上人口がピークを迎えると推計されており、超高齢社会の更なる進行と出生率の低迷による生産年齢人口の減少が危惧されています。活力ある地域社会を維持し、そのような時代に立ち向かうために、区は2040年を展望した施策を立案し、誰もが地域でつながりを持ち、より長く元気に活躍できる持続可能な社会を実現していきます。

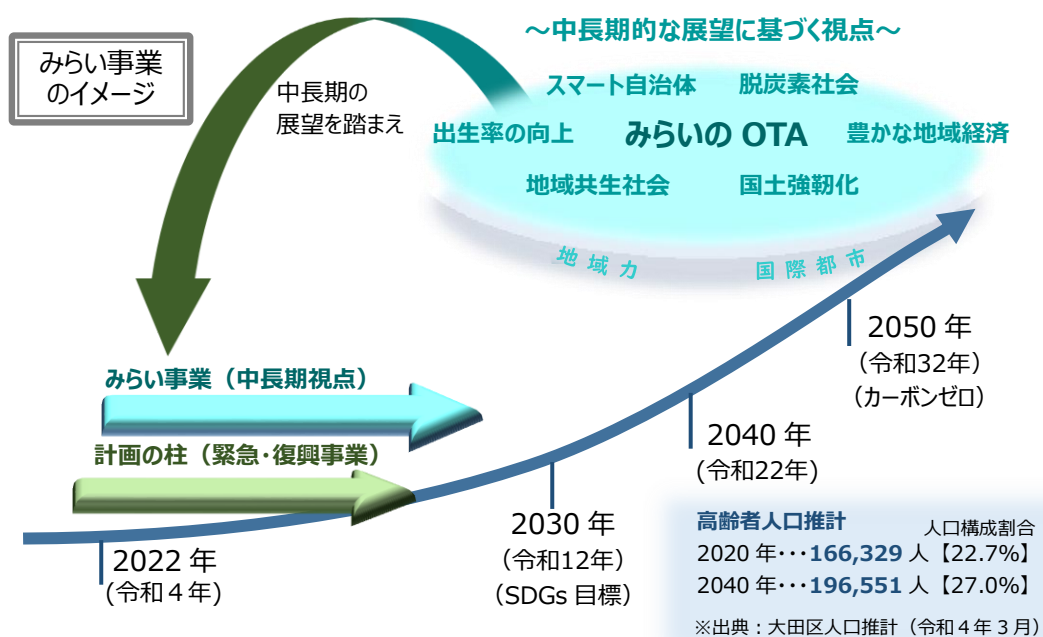
2040年代を前にして、地域社会では、価値観の多様化や単身世帯の増加など社会構造が大きく変化するとともに、虐待やヤングケアラー、若年無業者といった、子どもや若者とその家庭が抱える課題や、生活困窮、8050問題、DVなど、支援対象が抱える問題が、複雑化・複合化しています。

その根幹には「地域のつながり」の希薄化があり、困難を抱えている人が地域の人と関わりを持ってない孤立した状態にあることで、抱えている問題が一層深刻で複合的な状態に陥ることが懸念されています。

区は、こうした課題を解決し、誰一人取り残されない未来を実現するために、困難を抱えている人が、区の支援と合わせ地域との関わりを持つ中で問題解決が図られるよう、相談の場や居場所を整備するとともに、持続可能な地域コミュニティ*を形成することで、地域のつながりを醸成し、人と人がつながり、支え合い、ともに地域を創っていく地域共生社会*を目指していきます。

また、将来にわたって大田区が持続可能なまちであるためには、出生率の向上、豊かな地域経済、脱炭素社会、国土強靱化、スマート自治体など、様々な未来の姿を現実のものとする必要があります。これらの姿の実現も区民一人ひとりの力と地域のつながりがあって初めて達成されるものです。

区は、地域力向上に向けた取組を強化するとともに、2040年という未来を見据えた方向性に沿って取り組む事業を「みらい事業」と位置付け推進することで、地域の担い手である区民とともに、いつまでも豊かさにあふれる持続可能な未来の大田区を創ります。



(3) 計画の柱

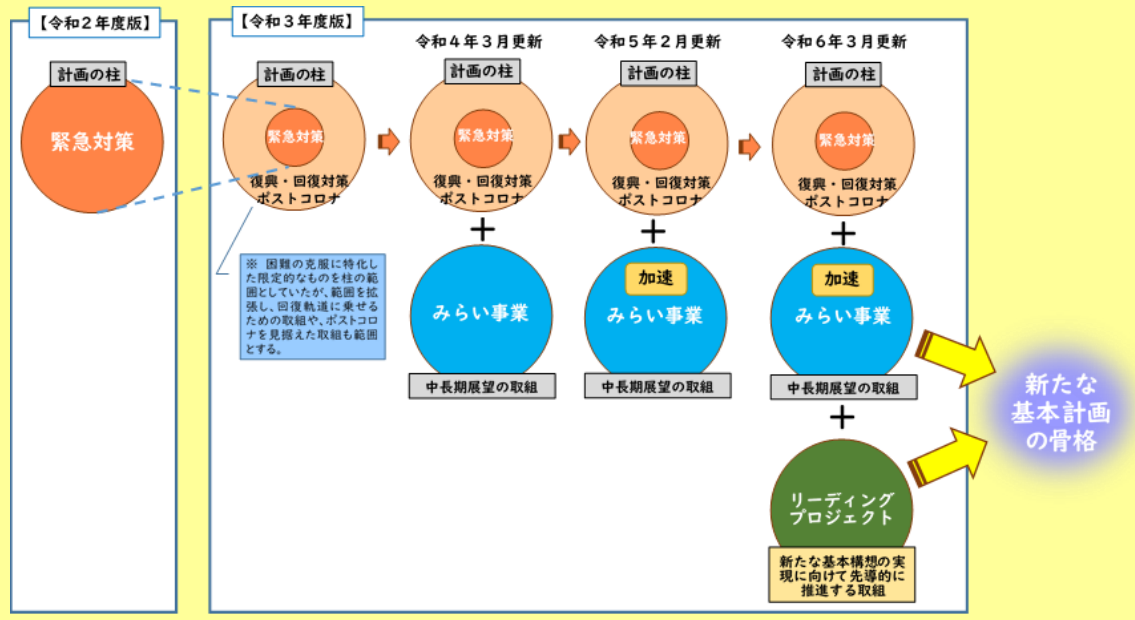
令和2年度(2020年度)は直面した危機に対処するための緊急対策を中心に組み立ててきましたが、令和3年度(2021年度)以降は、緊急対策に加えて中期的視点も踏まえ、区民生活や地域経済の回復に向けた取組を打ち出していく必要があります。

区の施策展開が次のステージに移行することを踏まえ、新おおた重点プログラムの柱の範囲を復興・回復対策、ポストコロナを見据えた対策にまで拡大し、各柱にポストコロナ時代を踏まえた新たな要素を加えています。

【計画の柱で取り扱う要素の拡大】

		令和2年度版における主要要素	+	令和3年度版で広がる要素
計画の柱	柱1	感染症対策		健康維持・スポーツ推進
	柱2	大規模自然災害対策		耐震・不燃化
	柱3	生活支援策		ポストコロナ時代の地域活動支援
	柱4	経済活動支援策		地域産業の発展に向けた取組
	柱5	学びの保障・子どもの生活応援		子どもへの虐待の未然防止
	柱6	新たな自治体経営へのシフト		—
		令和2年度版における主要要素		令和3年度版で広がる要素
		感染症対策		健康維持・スポーツ推進
		風水害対策		耐震・不燃化
		日常を生きるための支援		ポストコロナ時代の地域活動支援
		下支えを中心とする経済活動支援		地域産業の発展に向けた取組
		教育機会の確保、子ども及び子育て家庭の生活支援		子どもへの虐待の未然防止
		経営改革、情報化		—

【新おおた重点プログラムで中心となる事業の変遷】



7 計画の期間

新おおた重点プログラムの計画期間は令和2年度(2020年度)から5年度(2023年度)までの4年間としていましたが、新たな基本計画を令和6年度中に策定する予定であることから、計画期間を1年間延長し、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間とします。

令和3年度版では年度別計画として令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの取組を示し、毎年度見直しを行うこととします。

8 これまでの経過

平成31年(2019年)3月

区の基本計画である「おおた未来プラン10年(後期)」の計画期間満了

令和元年(2019年)7月

「おおた重点プログラム」の策定

令和元年(2019年)11月

大田区新基本計画策定懇談会の設置

令和2年(2020年)2月

大田区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年(2020年)4月

新基本計画策定延期の決定

令和2年(2020年)5月

緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性の決定

令和2年(2020年)5月～8月

新型コロナウイルス感染症対策の充実と今後の区政運営を見据えた全事務事業の見直しの実施

令和2年(2020年)10月

新おおた重点プログラム【令和2年度版】策定

令和3年(2021年)3月

新おおた重点プログラム【令和3年度版】策定

令和4年(2022年)4月

新おおた重点プログラム【令和3年度版】更新

令和5年(2023年)2月

新おおた重点プログラム【令和3年度版】更新

令和5年(2023年)7月

大田区基本構想審議会の設置

令和6年(2024年)3月

新たな基本構想の策定

新おおた重点プログラム【令和3年度版】更新

※本計画に記載した取組は、令和6年度予算が令和6年3月31日までに区議会で可決された場合に実施します。

第2節 計画の前提

1 社会動向の変化

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行し、訪日外国人客数も順調に回復するなど、長らく続いたコロナ禍からの脱却が見られます。

その一方で、区を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。今後、更なる進行が見込まれる少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで将来を見通すことが難しくなり、不確実性は増していくことが見込まれます。

このような状況においても、区は、新たな基本構想で描いた将来像の実現に向けた取組を着実に推進していく必要があります。

【国内の影響と変化】

(1) 経済・産業

- ・日本経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。2023年4～6月期のGDPは、名目・実質とも3四半期連続のプラス成長となり、過去最高水準となりました。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられ、税収も増加しています。他方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げています。
- ・区内製造業の業況は令和2年(2020年)4～6月期を底に持ち直しつつありますが、業況が「良い」とした企業割合から「悪い」とした企業割合を差し引いた業況DIはマイナスが続いています。

(2) 都市インフラ

- ・公共交通機関の利用者数は、現在も新型コロナ感染症流行前の数に戻っていません。鉄道の利用者数については、新型コロナ感染症流行前の2019年と比べて10～20%減少している状況が続いています。また、一般路線バスの利用者数については、15%前後の減少が続いており、引き続き厳しい状況となる見込みです。
- ・人々の都市空間に対する意識としては、公園、広場、テラス等のゆとりある屋外空間の充実や自転車や徒歩で回遊できる空間の充実に関するニーズは引き続き高い状況が続いています。

(3) ライフ／ワークスタイル

- ・人々の活動場所は、新型コロナ感染症流行前に戻ってきています。生活行動としては、「外食」や「趣味娯楽」、「軽い運動、休養、育児」といった人々の活動場所の傾向は、新型コロナ感染症流行前と同水準となっています。また、在宅勤務のみ実施する人は、職場勤務のみ実施した人と比べて仕事の時間が短く、余暇の時間が長くなっています。一方、通勤と在宅勤務を併用した人は、仕事の時間が長く、余暇の時間が短くなっています。
- ・テレワークの実施率は、コロナ禍以降大幅に上昇し、東京23区では2021年9月から10

月に55%を超えましたが、その後はやや減少傾向となっています。

・副業・兼業も広がりを見せ、既に50%以上の企業で認められており、今後も更に広がることが見込まれています。

(4) 健康・福祉・医療

・コロナ禍の日常生活の長期にわたる変化に伴う高齢者や障がい者、子どもたちへの影響として、高齢者のフレイルや認知の低下、障がい者の交流機会の減少、親以外の大人との交流が減ったなど、様々な課題が顕在化しています。

・医療分野では、新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関を受診することが困難となった患者や、宿泊療養施設の患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用されました。今後は、更なる情報通信技術の進展に伴い、情報通信機器を用いた診療の普及が一層進んでいくと考えられます。

・新型コロナウイルス感染症拡大により、健康意識にも変化が生じ、生活習慣に気を付けるなど、多くの人の健康意識が高まっています。

(5) 子ども・教育

・テレワークや労働時間の減少など、働き方が変化した世帯では、家族と過ごす時間が増加するとともに、コロナ前と比較して育児における男性の育児時間が増加しています。

・学校では、校内でのデジタル環境の整備が進んでいます。また、大学、短大、専門学校では、校舎内での講義・授業が制限され遠隔授業が実施されていましたが、現在はほとんどの学校で対面授業を実施しています。

(6) 文化・観光

・各種文化活動については、新型コロナウイルス感染対策に伴う行動抑制により、文化施設は休館となり、イベント等は中止となりましたが、5類移行に伴い個人や事業者の自主的な判断を基本とした感染対策のもと、文化施設やイベント等は再開しています。

・2023年(1~6月期)の日本人国内旅行者数は2019年比で82.3%、外国人国内旅行者数は2019年比で52.1%でした。

・訪都国内旅行者数・観光消費額は、新型コロナウイルス感染症を契機に減少しましたが、コロナ禍前の水準まで回復しつつあります。また、訪都外国人旅行者数・観光消費額は、新型コロナウイルス感染症を契機に落ち込みましたが、回復傾向にあります。

(7) 環境・エネルギー

- ・発電及び産業用途でのエネルギー需要が低下したことにより、石炭やガスなどの利用が減少し、世界のCO₂排出量は大きく減少しましたが、一時的な排出量減少が地球温暖化の進行に与える影響は限定的であるとされています。
- ・テレワークなどの働き方の変化は、自動車や公共交通機関など、通勤に伴うエネルギー消費量を減少させると見込まれますが、一方で在宅時間が増加することで、家庭でのエネルギー消費量は増加すると見込まれます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、東京23区では家庭からの可燃ごみが増加しましたが、現在は事業所からの可燃ごみも含めたごみの総量は減少しています。

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(内閣府)
- ・新型コロナ流行前、緊急事態宣言中、宣言解除後の3時点で個人の24時間の使い方を把握した全国初のアンケート調査(速報)(国土交通省)
- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(国土交通省)
- ・旅行・観光消費動向調査2022年7-9月期(速報)(観光庁)
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策について(環境省)
- ・訪日旅行市場における新型コロナ感染症の影響と需要回復局面の旅行者ニーズと指向に関する調査(日本政府観光局)
- ・新型コロナウイルス感染症の世界・日本経済への影響と経済対策提言(株式会社三菱総合研究所)
- ・生活者市場予測システム アンケート結果(株式会社三菱総合研究所)
- ・新型コロナウイルス対策緊急提言(第22回-5、第35回)(株式会社野村総合研究所)
- ・ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望(2021~2022年度の内外経済見通し)(株式会社三菱総合研究所)
- ・コロナ禍によるCO₂等排出量の減少が地球温暖化に与える影響は限定的(プレスリリース)(国立研究開発法人海洋研究開発機構、気象庁気象研究所)
- ・デフレ完全脱却のための総合経済対策(内閣府)
- ・新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査(国土交通省)
- ・新型コロナ感染症の影響下における生活行動調査(第三弾)(国土交通省)
- ・大学等における令和4年度後期の授業の実施方針等に関する調査の結果について(文部科学省)
- ・情報通信白書(総務省)
- ・コロナ禍で顕在化した地域課題(東京都社会福祉協議会)
- ・オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚生労働省)
- ・月別・年別統計データ【訪日外国人・出国日本人】(日本政府観光局(JNTO))

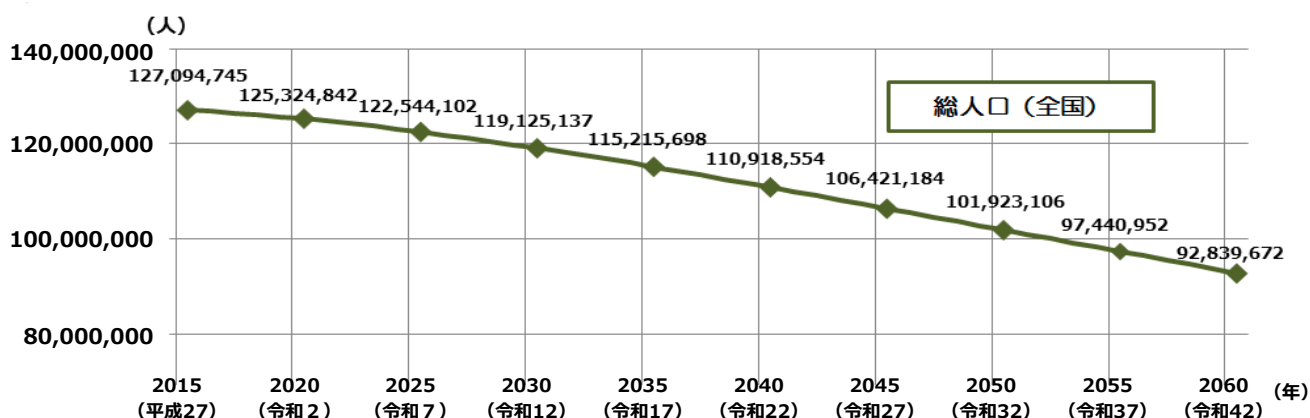
2 将来人口の推計

(1) 全国と大田区の総人口

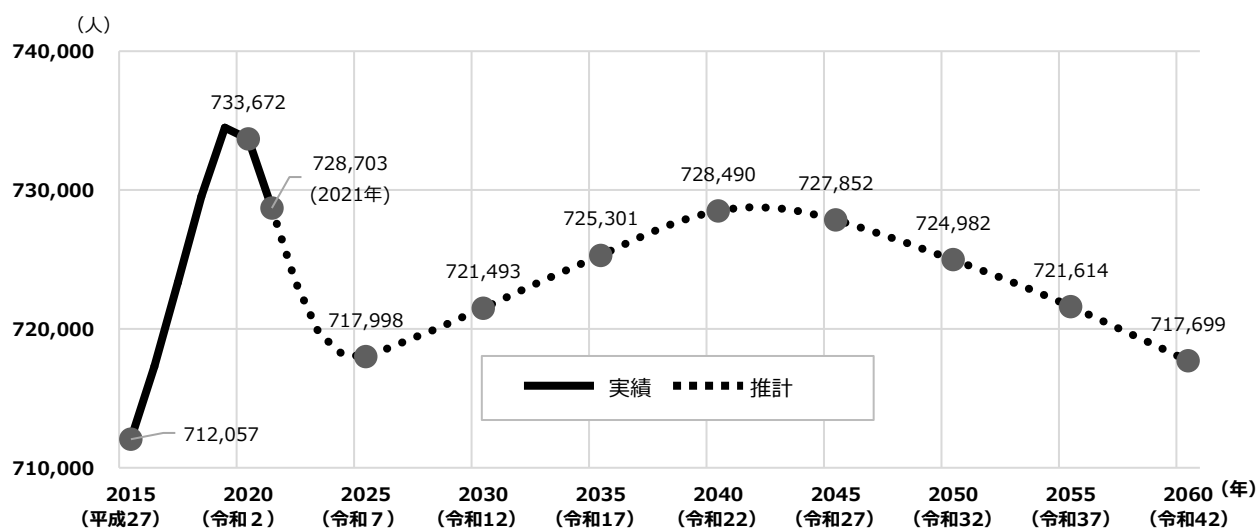
戦後一貫して増加を続けてきた日本の人口は、平成22年(2010年)国勢調査でほぼ横ばいとなり、平成27年(2015年)調査の結果、ついに減少に転じました。令和2年(2020年)調査結果でも減少となり、将来的にも減少が続くと見込まれています。

一方、大田区の人口は平成7年(1995年)以降増加を続け、平成27年(2015年)には71万人を上回りました。その後も増加が続き、令和元年(2019年)には73万人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われる転出超過が続いたことから、令和2年(2020年)4月をピークに減少が進んでいます。令和2年(2020年)11月には、リーマンショックの影響が残る平成22年(2010年)7月以来およそ10年ぶりに前年同月の人口を下回りました。住民基本台帳を基にした推計では、令和7年(2025年)まで人口減少が続いた後再び増加傾向に転じ、令和22年(2040年)頃まで人口が増加すると見込まれています。

【全国の総人口の推移】※1

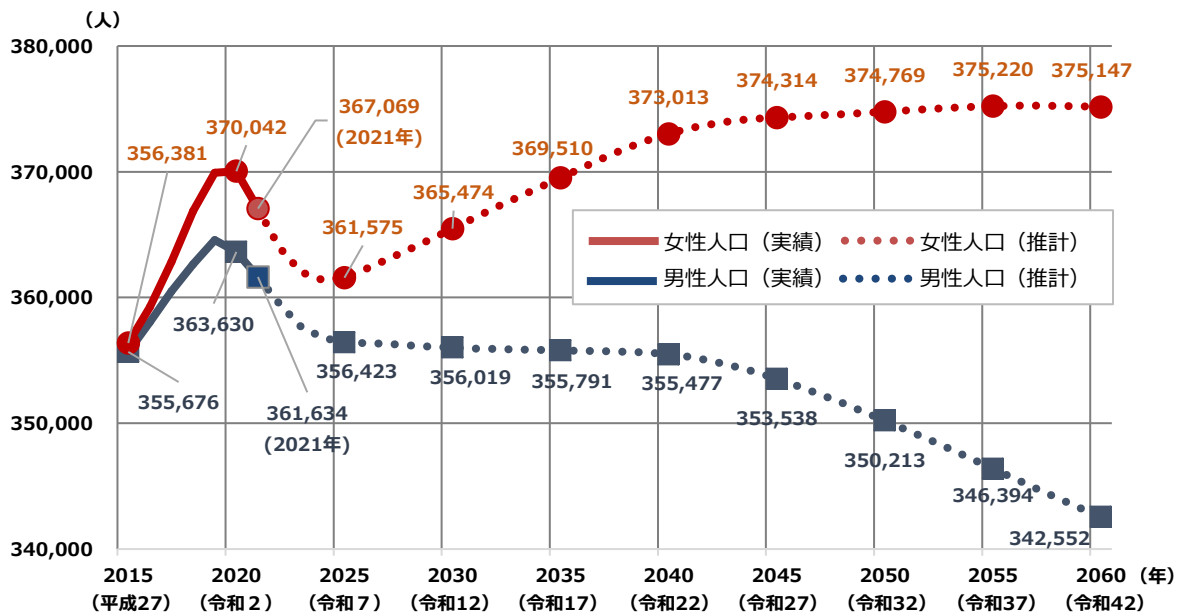


【大田区の総人口の推移】※2



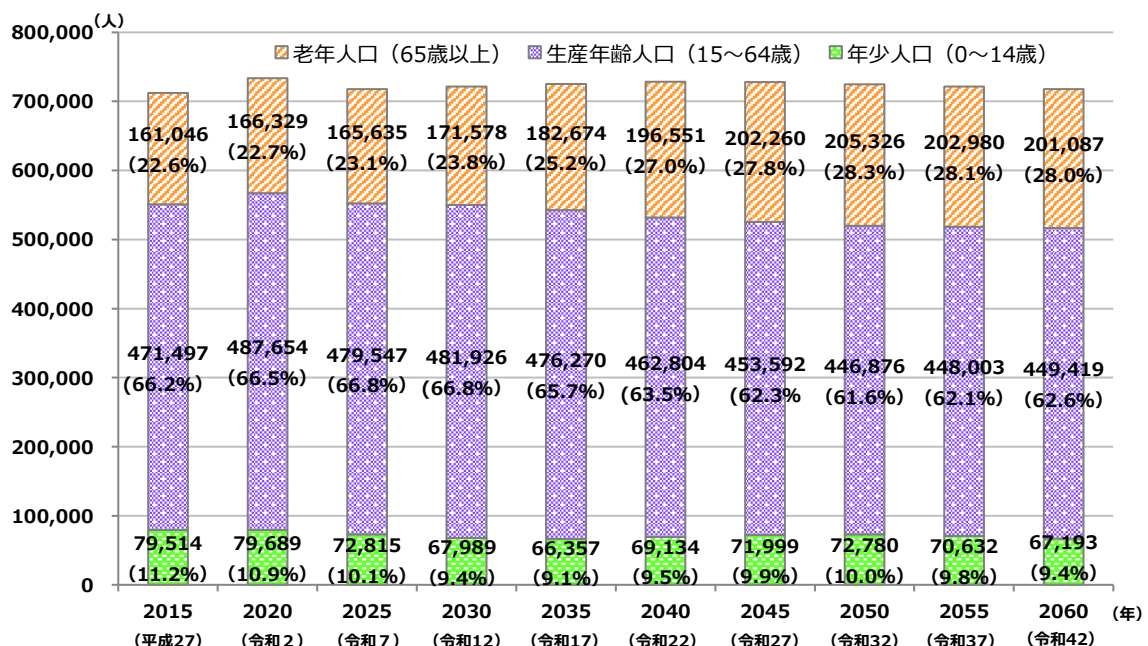
性別で見ると、平成27年(2015年)時点ではやや女性人口が上回っているものの、ほぼ均衡している状況でしたが、その後その差は拡大しています。住民基本台帳を基にした推計では、将来的にも女性人口が男性人口を上回る形で推移し、その差は更に拡大していくと見込まれています。

【大田区の男女別人口の推移】※3



近年急増していた老年人口(65歳以上)は、団塊世代*が全て高齢者となったため、一旦は、緩やかな増減で推移しますが、団塊ジュニア*が高齢者となる令和17年(2035年)頃からは増加のペースが再び加速します。また、生産年齢人口(15~64歳)は、転入超過の傾向が弱まることにより、徐々に減少していくことが見込まれています。また、年少人口(14歳以下)については、2040年代に一時的に持ち直す時期があるものの、生産年齢人口の減少と併せて合計特殊出生率が低い水準で推移することにより、長期的には減少していくことが見込まれています。

【人口構成の推移】※4

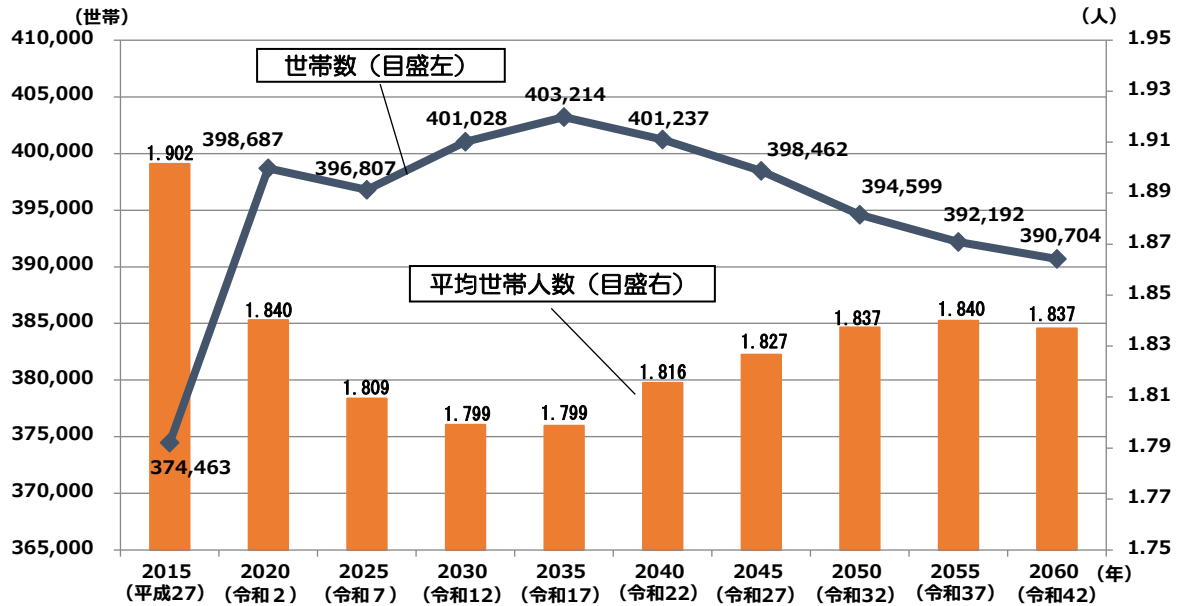


※ 各年の合計人数は、表示単位未満を四捨五入しているため、P.11の表の総人口数と一致しない場合があります。
 ※ 各年の人口構成の割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合があります。

(2) 将来世帯数の推計

近年は、単独世帯や核家族世帯の増加等の影響から、総世帯数の増加と、平均世帯人員の減少が続いていますが、今後は、世帯主の多くを占める男性が減少し、総世帯数についても減少に転じます。また、総世帯数の減少ペースが総人口の減少ペースを上回るため、平均世帯人員は増加します。

【世帯数、平均世帯人数の推移】※5



【出典】

- ※1 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成
- ※2~5 「大田区人口推計(令和4年3月)」(基準日:各年12月末)を基に作成。また、本推計を基にしているため、「2 将来人口推計」における大田区の人口についての記述は、「年」は12月末時点、「月」は該当月の月末時点の数字を用いている。

3 大田区における今後の自治体経営

職員一人ひとりが刻々と変化する区民の生活や価値観を踏まえて、持てる能力や経験を存分に発揮できる働き方を実現するとともに、豊かな発想で次代を担う人材を育成し、デジタル化や脱炭素社会、SDGsを意識した良質で満足度の高い区民サービスを絶えず提供し、他都市をリードする成熟した都市として、新たな成長を実現する必要があります。

限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら新たな価値と魅力を生み出し、地域として成長し続けることで持続可能な自治体経営を実現するために「**持続可能な自治体経営に向けた取組方針**」を策定し、以下の方針実現に向けた3本柱に基づき、行財政改革を推進していきます。

方針実現に向けた3本柱

- 1 研ぎ澄ます～経営資源をフル活用する力強い自治体経営の推進～
- 2 進化する～デジタル技術の活用と業務改革によるQOS(区民サービスの質)の向上～
- 3 生み出す～新たな価値と魅力を生み出す政策の展開～

(1) 歳入確保と歳出抑制の取組

持続可能な行財政運営を推進するため、新たな歳入を確保するための財源の創出や、年々増加する社会保障関係経費の抑制、補助金の徹底した見直し、公共施設の適正化など、経常的経費等の歳出抑制に取り組みます。

ア 歳入の確保と適正化

○施設使用料等の受益者負担*の適正化

- ・施設利用者と未利用者の公平性を確保するため、施設サービスコストの適正化を図り、使用料額に適切に反映

○未利用地等の有効活用

- ・未利用資産の把握と貸付等を含めた活用方法の検討
- ・民間ノウハウを活用した資産の有効活用

○その他の歳入確保策

特定の事業やプロジェクトに対し、その目的に賛同する方から出資金や寄付を募るクラウドファンディングの活用、ネーミングライツなど、様々な歳入確保策を検討

イ 歳出の抑制と適正化

○事務事業見直し

区政を取り巻く環境が厳しさを増すことが想定される中、持続可能な自治体経営を実現するため、引き続き、集中的に事務事業の見直しに取り組みます。「ヒト・モノ・カネ」等の限られた経営資源を区民が真に必要とする施策に再配分していきます。

○公共施設マネジメント

- ・地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- ・施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- ・学校施設の複合化・多機能化による地域コミュニティ*の活動拠点づくり
- ・適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減

(2) 外郭団体等の取組

令和4年3月に策定した「大田区外郭団体等に関する基本方針」に基づき、区が外郭団体等に対し補助・委託した事業等が区民サービスの向上に寄与しているかの効果検証・分析を行います。これにより、柔軟性・機動性・専門性など外郭団体等が有する特性を活かした団体運営をより効果的かつ効率的に推進します。

(3) 区における自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)*の取組

国が進める「自治体DX推進」の動きを的確に捉え、さらなる区民生活の向上と地域課題の解決を最優先に、業務システムの標準化・共通化、業務改善に伴うデジタル技術の活用など、庁内のデジタル・トランスフォーメーションに取り組みます。

○大田区情報化推進計画に基づく令和6年度のDX関連の重点取組事項

【目標1:多様化するニーズに適した行政サービスの提供による区民利便性向上】

- ①行政手続きのオンライン化
- ②キャッシュレスの推進
- ③マイナンバーカード普及促進・利活用関連
- ④デジタルデバイド対策

【目標2:多様な主体との協働*を通じたデータの利活用による地域課題の解決】

- ⑤データ公開・利活用の推進

【目標3:業務効率化及び情報化基盤の整備・強化による効率的かつ信頼性の高い区政運営の推進】

- ⑥システム標準化及び自治体クラウドへの移行
- ⑦RPA*、AI*-OCR*など業務自動処理ツールの活用
- ⑧デジタル人材の育成・活用

(4) 働き方改革の推進

職員が働きやすく働きがいのある環境づくりを行い、業務の効率化やモチベーションの向上、ワーク・ライフ・バランス*の実現等を推進し、職員一人ひとりのパフォーマンス向上を図ることで、質の高い区民サービスの提供を目指します。

○テレワークの更なる普及・定着

テレワークの更なる普及・定着を図るため、職員が必要な時に柔軟に活用できる環境整備に向けた取組を進めます。

○ オフィス環境の改善

限られた執務スペースを効率的かつ効果的に活用し、組織力及び職員能力を最大限に発揮できるオフィス環境に改善し、質の高い区民サービスの提供に繋げることを目指します。

(5) 公民連携手法の積極的な活用

区は、公民連携を推進することにより、「質の高い行政サービスの提供」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を実現し、区民（地域）、民間企業等、行政（区）のそれぞれにメリットがある「三方良し」の連携をめざします。

【公民連携に関する取組の例】

- ・公募等の手続きにより民間企業等と連携して進める取組（PPP*/PFI*：民間委託、指定管理者制度、定期借地権方式等）
- ・民間資金を活用し社会課題解決を効果的に行う仕組み（SIB*：ソーシャル・インパクト・ボンド等）
- ・民間企業等と協働*で公共サービスの提供などを行う（包括連携協定、個別協定等）
- ・民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口の設置（大田区公民連携デスク）
- ・企業・団体・大学等の多様な主体による地域課題の共有と課題解決に向けたアイデアや行動を議論できる場の設置（大田区公民連携SDGsプラットフォーム*）

第3節 SDGsの推進

1 SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030アジェンダ」の中核となる、2030年までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

2 国の動向

国においても、全国務大臣を構成員として設置したSDGs推進本部の下で、行政、民間セクター、NGO*・NPO*、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」を経て、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」(令和5年(2023年)改定)を、令和3年(2021年)12月には「SDGsアクションプラン2022」を決定しました。

同アクションプランでは、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP(People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ))に基づき、「People 人間:感染症対策と未来の基盤づくり」、「Prosperity 繁栄:成長と分配の好循環」、「Planet 地球:地球の未来への貢献」、「Peace 平和:普遍的価値の遵守」、「Partnership パートナーシップ:絆の力を呼び起こす」を重点事項として定めています。

3 東京都におけるSDGs達成に向けた取組

東京都が令和3年(2021年)3月に策定した「『未来の東京』戦略」では、「SDGsという国際標準の目線に立って、世界をリードする政策を積極的に展開することで、都民生活の更なる向上や豊かな都市環境を創出し、持続可能な都市・東京を実現していく。そして、その取組を世界に発信し共有することで、地球の持続可能性に貢献していく」と記載されています。

また、この戦略ビジョンは、SDGsを実現するビジョンでもあり、戦略ビジョンで掲げた推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくため、以下の4点を掲げ、SDGs達成に向けた取組の輪を、東京から全国、世界へと広げていくことを明記しています。

推進1:SDGsの目線から都庁が率先して政策を強力に推進する

推進2:区市町村と共に持続可能な東京を実現する

推進3:都民・企業・大学など、多様な主体と共に持続可能な東京を実現する

推進4:全国、そして世界と共に持続可能な社会を実現する

4 大田区におけるSDGsの推進

区は令和4年3月に策定した「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」の下、SDGsに関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へSDGsを反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進していきます。

また、令和4年4月には、大田区SDGs推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、2030年に目指すべき姿、優先的に目指すべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和5年5月、区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。

今後も区民・企業・地域団体・職員等、区に関係するあらゆる方々とともに、2030年のSDGs達成に向けた取組を一層加速させていきます。

【大田区オリジナル
SDGsロゴマーク】



5 SDGsで掲げている17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」外務省仮訳